

令和2年第1回小国町議会臨時会会議

(第1日)

- 1. 招集年月日 令和2年2月13日(木)
- 1. 招集の場所 おぐに町民センター 議場
- 1. 開 会 令和2年2月13日 午前10時00分
- 1. 閉 会 令和2年2月13日 午前10時29分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 加 祥 一 恵 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児 玉 智 博 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 2月13日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 2. 13)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

数日前は朝夕冷え込んでおりました。昨日から季節外れの温かい空気が流れ込んでいます。やはり暖冬ということなのでしょう。

それから新型コロナウイルスについては、皆さま十分御承知のことと存じますが、うがい、手洗い、マスクですね。それから、消毒液がかなり有効であるというふうにも聞いております。気温の変化など各位お体ご自愛いただければと思います。

さて、本日は令和2年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内申し上げましたところ議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

本日は、臨時議会ということで公私共にお忙しい中にも関わりもせず、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は案件といたしましては、公共工事の請負の変更契約の締結についてというところがございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。先日から西里3部の総会ですとか、昨日は下城保育園の懇談会ですとか、また昨日は水資源に関する勉強会も西里のほうでございまして、いろいろとたくさんの会合に少しずつ顔を出ささせていただいております。たくさんの御意見を町民の皆さんからいただいております。非常にお叱りの言葉も含めまして、たくさんの御意見をいただいているところでございますけれども、町といたしましても町民の皆さまにとって非常にいい状態で次の世代に受け渡していけるように、更には自然をしっかりと守っていかなければならないというふうにも当然思っておりますし、それを持続するためには経済をしっかりと回していかなければならないということも認識をしております。

とにかく町といたしましては、町民の皆さま、それから議員の皆さまと一緒に、一体となって手を繋いで、前に進んでまいりたいという意思は変わっておりませんので、どうかこれからも御理解と御協力、また御指導をよろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま、出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

9番 熊谷博行君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第1号 公共工事請負変更契約の締結について（小国町庁舎耐震改修（建築主体）工事）」についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開き願います。

議案第1号 公共工事請負変更契約の締結について

次のとおり公共工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小国町条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしましては、

- 1 契約の名称 総第48号 小国町庁舎耐震改修（建築主体）工事
- 2 契約金額
当初契約金額 63,580,000円
変更契約金額 76,585,024円
差 額 13,005,024円（増額）
- 3 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地
株式会社橋本建設 代表取締役 渡邊建英

でございます。

提案理由といたしましては、議会の議決を経た契約金額の変更を行う場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る理由がございます。

これが、この議案を提出する理由です。

よろしくお願い申し上げます。

総務課長（小田宣義君） はい。皆さん、おはようございます。

私のほうからは、この工事内容の説明をさせていただきます。

この庁舎耐震改修工事は、昨年9月3日に入札を行い、予定価格が5千万円以上の工事請負ということで、9月9日の議会で承認をいただいている案件となっております。変更の額が軽易な事項の町長の専決事項の指定要件、契約金額の5%以内というのを超えますので、改めて議会の議決を必要といたしますので、今回、提案させていただいております。

増額分は、1千300万5千24円です。この中で主な工事内容を説明いたします。

まず、総務資料（1）の小国町耐震改修建築主体工事を御覧ください。ここには変更契約伺、変更工事施行伺、請負変更仮契約書のコピーを付けてあります。御覧ください。

次に、総務課資料（2）の小国町庁舎耐震改修変更概要を御覧ください。

工事の内訳になります。耐震改修3箇所、外壁工事7箇所の追加工事を行うものでございます。

この耐震改修の大きな項目といたしましては、1. 電光掲示板の撤去、2. 旧玄関部分の庇の撤去、3. 1階・2階軒天内の旧暖房用のダクトの撤去が主なものです。

次に、外装工事の主な項目として、4と5. バルコニーの改修、6. アルミ庇の取付、7. 階段アルミ手摺取付、8. 階段屋根・テント取付、9と10. FMスタジオ廻りの修繕が主なものです。

番号の1から10まで全てこの番号がうってある各種工事は資料の図面と番号を連動させておりますので、あわせて御覧いただきたいと思っております。

今回の耐震工事の際に、工事をしなければ数年後には新たに修繕工事が発生する恐れがある場所、そこを中心に庁舎の長寿命化を図ることを目的に追加工事を行うものでございます。

また、足場等も現在組んでありますので、経費の面も単独で修繕するよりも有利になると考えております。

御審議よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この総務課資料（2）に基づいて、1、2、3の大きな数字で耐震改修と外装工事南北とそれから東西とに分けて10項目で表していただいているのですけれども、この1千300万5千24円の10挙げてある項目ごとの内訳を教えてください。

総務課長（小田宣義君） 実際、小さい内訳というのは、この10個が主な工事箇所でありまして、場所場所で工事的には精算すると増減が出ます。その場所場所の合計は今ここには持ってきておりません。

5番（児玉智博君） それでは、耐震改修工事と外装工事で分けることはできませんか、今。

総務課長（小田宣義君） 現実的にはこれに経費等が重なりますので、直接工事費で申しますと改

修工事。増えた分ですかね。ちょっとそこは計算しないと。ここに変更の総額では増減が出てますけど、私の手持ちの資料では差額はそこには持ってきておりませんので、そこはちょっとわかりません。

5番（児玉智博君） 大丈夫かなという気がするんですよ。結局、これは1千300万5千24円というのは、これは業者がこれだけかかりますよと言ったら、要は町は何も疑わずにわかりました。1千300万円また用意しますというふうなのが、今の現状なのですか。

総務課長（小田宣義君） 単価の拾い上げにつきましては、基本的に町は設計をしております。その額で入札が行われます。またその数量が増えます。積み上げが増えると。その率で増減分が増加されるということで、町自体の設計書も増減がされるということになります。

5番（児玉智博君） 町が設計しているのであれば、町がそれぞれの、今聞いていると耐震改修工事で増えた分と、それとこの際、いずれ数年後に修繕が必要になるから、この際一緒にやっしまおうという意味での外装工事というのが出てきているというふうに理解するんですよ。であれば、せめてその耐震改修工事にいくらかかって、この際やる追加の外装工事でいくらやるという内訳ぐらい、普通は示せるのではないかなというふうに思うんですけど、その準備もしてきてないというのは、ちょっとあまりにも不誠実じゃないかと思うんですが。

総務課長（小田宣義君） 確かに、個別の差額と言いますか、積み上げ自体を持ってきてないのはちょっとここでお断りを申し上げたいと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、全ての数字がまた精算で変わってきます。ですからこちらの設計額も、相手の入札額も、また若干そこで増減によって変わってくることになりますので、なかなかその言い方でいきますと、この部分が増えるのですよというところがなかなか説明ができませんので、私の説明の仕方としては、主なところでこの積み重ね、10件の積み重ねが1千300万5千24円になるということで説明をさせていただいております。

5番（児玉智博君） 普通にこれはやっぱり行政と普通の一般的というか、民間の違いなのかもしれないですけども、例えば個人の方が家をリフォームするのであれば、やっぱり限られた予算、自己資金でやるのか、それとも銀行でそういう住宅ローンを組むのか、いろいろやり方はあると思うんですけども、やはり少しでも安く、少しでもいい工事をしようと思って、そこはいろいろ大工さんなり、そういう業者さんといろいろやり取りをする中で、例えば予算が500万円あったとするなら、500万円に納めるためにはどうすればいいのかと。例えば中の壁紙にするにしても、これよりも安い壁紙を使えばどうなるのでしょうかと、そういうやり取りをすると思うんですよ。結局、今回設計業者が文化建築社を使われていらっしゃるんですけど、それは設計は文化建築社に委託をしてるので、当然文化建築社が責任もってやっているのだと思いますが、町としては実状としてこの文化建築社が出してきた設計を基に、そのまま仮契約まで結んでしまっているのではないかと思うわけですが、そうなのではないのですか。ちゃんとこの執行部も分

かった上で議会に提出しているのですか。私はよくわかりません。今、説明を聞いても。

総務課長（小田宣義君） 民間の話はされましたけど、行政は基本的に設計書を作ります。ですから、その数字に合わせて入札を行い、そして契約をするわけです。基本的には、私のちょっと説明も悪いのですけれども、この追加部分が単純に1千300万円になるわけではなくて、主な10件の積み重ねが1千300万円という金額になるわけで、先ほど言いましたとおり設計書を出して施行する場合に、工事的にはまた内容的に数字が若干少しずつ変わってきます。ですから、その数字の拾い集めが、この1千300万円になったという説明で御理解をさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） でも、それでは要するに、それは大体この工期も15日間増えている、要するに15日間増えた分で、今提案されているこの工事が15日間に収まるわけではなくて、当初の工期だった3月10日以前から入ることもあるので、そういう労務単価とかの部分で必ずしも増えた分ではないので、なかなか拾い出しは難しいという意味もあると思いますので、その説明が全くわからないわけではないです。

それにしても、やはり明らかに増額したから増えてくる部材とか材料であったりとか、そういう部分があると思うのですよ。だから、やっぱりある程度の内訳というのでもざっくりとした数字と項目だけを出されても、私は1千300万円というのが本当に適切なものかどうかという判断はつきません。どうしたものかなと、今日はですね、内訳ぐらい出てくるかと思ったのですが、出てこないのだからこれはどう判断したらいいかと非常に悩むところではあります。

それでは、最後に確認ですが、もうこれ以上の変更というのはなくて、工期も3月25日、年度内に確実に終わると、これ以上の増額補正もないということで、ここで確認してよろしいですか。

総務課長（小田宣義君） はい。今の時期、この時期で臨時議会をするというのもそういうところがあります。ある程度の精算ができないと議会にも何%超えるかわかりませんので報告ができません。ですから、この金額で、そしてこの工期で終わると思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） はい、1番時松です。

追加工事の1千300万5千24円という金額が出ておりますが、この財源につきましては、どの部分から財源が出てくるかお尋ねをしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） はい。財源の件ですけれども、基本的にこの1千300万円の内のいずれかの金額は起債の対象になる。若しくはこの部分については、一般財源ということで、計算しますと、大体今の県との打ち合わせの中では総額が7千658万5千24円。そこに書いてありますけれども、変更契約金額ですけれども、この内に大体対象内が6千59万2千円は起債の対象、それ以外は一応対象外ということで、この中で先ほど児玉議員からの質問にもありました金

額がわからないじゃないかということであってましたけれども、バルコニー部分だけは直接追加ですので780万円相当が追加されております。この分については、一応この起債は緊急防災減災事業債ということで耐震関係の起債ですので、単独ということになっております。

以上です。

1番（時松昭弘君） はい、1番です。

起債の返還金とか、還付あたりは全然ないわけですか。いわゆる起債した分はその分全額返済ですか。

総務課長（小田宣義君） はい。この緊急防災減災事業債、70%の還元があるということでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 大塚です。

変更の1千300万円という金額は、本体工事に対しては非常に大きな追加工事なのですよね。この件について、非常に私危惧するのは最初の設計の段階のときの金額というもので入札をされています。その中で橋本建設がとられました。そして、追加工事というのはたぶんその橋本建設が随意契約になっていますけれども、最初の段階において、こういうバルコニーとかそういうふうな新設の部分とかいうものについては、把握ができなかったのか。単なる本体工事だけやって、そしてそのあとにあとからこういうふうな追加工事をしたほうがいいのではないですか。こういうふうなことがあるのではないですか。これのほうがいいですよという形で持ってこられて伺いを立てているのか。

そうなってくると最初からのこれに対する大きな金額というものが大きく1千300万円増えた金額に変わってるのですよね。これは非常に大事な問題で、今非常に厳しい財政のなかでこの1千300万円という金額を見たときに普通の個人の場合は本体工事だけでやってしまって、あと追加がいるのだけれども、予算的に非常に厳しいから、あとの問題については今度は追加しないで、以後に持っていくと。というふうにして金額の2、300万円とか300万円とかぐらいの金額だったらわかるのですけれども、1千300万円という金額は大きな金額ですので、ここところは簡単にこういうふうにして追加といってくると、大事なものだけれども最初の一緒に含めてそれが計画の中にできなかったのかなど。私はそういうふうに思います。非常に大きな金額です、これは。それはほかのところのいろんなものを修繕したいところたくさんあると思いますけれども、そういう面においては、やっぱりお金を回さないといけないから、ここところは辛抱しないとけないとか、そういうふうな気持ちを持っていただきたい。最初の本体工事だけに何とか留めていきたいという気持ち。私はそれは大事なことではないかなと思います。

総務課長（小田宣義君） はい。増額の大きい分の説明ですけれども、3月の議会の際に、私が予

算でこれは工事請負費が1億3千100万円計上した耐震工事でございます。その際に、基本的に耐震診断の基準を0.7から1に引き上げる。この基準が設計をしている段階で、屋根裏まで耐震工事をしなければならないということで、この金額を計上しております。当然それには余裕を持った単独の分は追加することは考えておりませんでした。

その後、ちょうど議会ぎりぎりぐらいだったと思います。屋根の部分の耐震改修は大丈夫です。柱の分で大丈夫ですということで、なっておりますので、この緊急防災、先ほど言いました減災事業債という起債に借りるぎりぎりのところで設計をしておりますので、当然この起債でなければ、また別のやつであればその部分は最初から設計に入れて行う予定でした。ただ、この分しか起債が付かないということなので、その部分は設計をして、だから変更が少し大きくなったというのが現状でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 1階の裏手ですかね。今度階段に屋根が付くようになっていますが、地籍棟はこれからもあのまま使うのですかね。地籍調査の棟は。ならば、私はよく雨の中書類を持って濡れて上がっているのを何回もしましたが、せっかくならば渡り廊下ではないけど、地籍までぐらい屋根を付けた計画を、今度はできないだろうけど次はしていくべきだと思いますが。

総務課長（小田宣義君） ありがたい御意見だと思います。地籍のほうもある程度の建て替えもそれと屋根の補修とかも考えたのですけれども、あの建物もかなり老朽化しておりますので、もう少し持たせるだけ持たせて、その後に計画を考えたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問はございませんか。

それでは、質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、公共工事請負変更契約の締結について（小国町庁舎耐震改修）建築主体工事について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これもちまして、令和2年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前10時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 児 玉 智 博 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月13日の1日間とする。

1.	議案第1号	公共工事請負変更契約の締結について（小国町庁舎耐震改修（建築主体）工事） 令和2年2月13日 原案可決
----	-------	--

小国町議会会議録
令和2年第1回臨時会

令和2年2月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119